

# 日本救急医学会中部地方会細則

## 第1章 役員の選任

- 第1条 役員の選任は、本会会則によるほかはこの細則に従う。
- 第2条 会長および次期会長は、幹事のなかから選任する。
- 第3条 代表理事および監事に欠員が生じた場合には、すみやかに理事会を招集し、これを補充する。

## 第2章 理事、幹事および監事

- 第4条 理事、幹事および監事の選出は、本会会則によるほかはこの細則に従う。
- (資格)
- 第5条 幹事は、次に定める有資格者の中から選任される。
- (1)日本救急医学会中部地方会の会員であること
  - (2)会費を完納していること
  - (3)幹事被推薦者は、幹事2名が署名捺印した申請書を、幹事会開催の1週間前までに事務局へ提出していること
- 第6条 理事は、次に定める有資格者の中から選任される。
- (1)日本救急医学会中部地方会の幹事であること
  - (2)会費を完納していること
  - (3)理事被推薦者は、理事2名が署名捺印した申請書を、理事会開催の1週間前までに事務局へ提出していること
  - (4)理事会において選出される若手理事は、選出の事業年度において満45歳未満であること
- 第7条 監事は、次に定める有資格者の中から選任される。
- (1)日本救急医学会中部地方会の会員であること
  - (2)会費を完納していること
  - (3)理事に就任している者が監事に選任された場合は、監事就任期間中に限り、理事の職を解く。
- 第8条 正当な理由なくして、連続3年間にわたり理事会および幹事会を欠席した者は、資格を失い次期再任の資格を喪失する。この場合は、委任状は出席として認めない。
- (選任)
- 第9条 理事、幹事および監事の選任は、理事会および幹事会の承認を要する。
- (定数)
- 第10条 理事および幹事の定数については、以下に従う。
- 1 同一施設からの理事の選出は、原則として1名とする。若手理事と医師以外の職種に関してはその限りではない。
  - 2 若手理事数は1名とする。
  - 3 看護師の幹事数は、各県2名以上とする。看護師の理事数は2名までとする。
  - 4 消防の幹事数は、若干名とし各県消防長会から指名された者1名を含むものとする。消防の理事数は1名とする。
  - 5 薬剤師の幹事数は若干名とする。薬剤師の理事数は1名とする。
  - 6 診療放射線技師の幹事数は若干名とする。診療放射線技師の理事数は1名とする。

## 第3章 会費

- 第11条 本会の年会費は、次のとおりとする。
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| (1)個人会員(幹事(医師)以外) | 3,000円  |
| (2)個人会員(幹事(医師))   | 6,000円  |
| (3)消防団体会員         | 10,000円 |
| (4)賛助会員           | 30,000円 |
| (5)名誉会員           | 免除      |

## 第4章 補則

第12条 この細則の改正は、理事会および幹事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

この細則は、平成24年1月1日から施行する。

この改正細則は、平成26年11月29日から施行する。

この改正細則は、平成28年12月3日から施行する。

この改正細則は、平成29年11月18日から施行する。

この改正細則は、令和元年11月23日から施行する。

この改正細則は、令和6年6月24日から施行する。